

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部改正について

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を改正する条例

(熊本市子どもの未来応援基金条例の一部改正)

第 1 条 熊本市子どもの未来応援基金条例（平成 6 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こどもの未来応援基金条例

第 1 条中「熊本市子どもの未来応援基金」を「熊本市こどもの未来応援基金」に改める。

第 7 条の見出しを「（熊本市こどもの未来応援基金運営委員会）」に改め、同条第 1 項中「熊本市子どもの未来応援基金運営委員会」を「熊本市こどもの未来応援基金運営委員会」に改める。

(熊本市子ども文化会館条例の一部改正)

第 2 条 熊本市子ども文化会館条例（平成 6 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども文化会館条例

第 1 条中「熊本市子ども文化会館」を「熊本市こども文化会館」に改める。

第 8 条第 3 号及び第 17 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

(熊本市すこやか交流広場条例の一部改正)

第 3 条 熊本市すこやか交流広場条例（平成 18 年条例第 67 号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条中「子どもふれあい農園」を「こどもふれあい農園」に改める。

第7条第3号及び第16条中「き損し」を「毀損し」に改める。

(熊本市子ども発達支援センター条例の一部改正)

第4条 熊本市子ども発達支援センター条例（平成19年条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども発達支援センター条例

第1条中「熊本市子ども発達支援センター」を「熊本市こども発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

基金及び公の施設等の名称を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。